

衆議院厚生労働委員会 一般質問

「職業訓練、健康診断、子育てサポート、遺骨収集」

○赤池委員 自由民主党の赤池誠章でございます。

本日は、厚生労働省の各施策についてお伺いをしたいと存じます。

私たち人間が生きていくという場合には、大きく分けて三つのことが必要ではないかと常々思っております。第一番目は、人間が生まれ育ち、生きていくための共同体ですね。家族であったり地域であったり、そして広く国家ということだと思います。第二番目は、食料を確保して、物などを生産、流通させる職業、いわゆる経済活動ということではないかと思っております。そして第三番目は、それらを支える心の部分、精神であったり魂の部分ではないかと思っております。

そういう面で、政治の大きな役割というのは、人間に必要なこの三つの要素であります。家族、地域、国家を、共同体をしっかりと守っていくことであり、雇用だったり産業振興ということ、そしてそれらを支える教育であり訓練ではないかと思っております。そういう面で、厚生労働行政というのは、以上三つの大きな役割にすべて関連をして、最も国民生活に密着した大変重要な職務ではないかというふうに感じております。

そんな中で、現在、世界的な大不況ということで、日本においても大変厳しい経済状況であります。特に雇用の状況というのは本当に厳しいの一言に尽きるわけでありまして、これらの対策というのは待ったなしという状況ではないかと存じます。

舛添厚生労働大臣の所信表明においても、第一番目に雇用対策ということが掲げられております。現在、各種施策が実施をされているわけでありましたが、私、その中で一番重要な施策、すべてが重要ではありますが、その中で一番大事な施策というのは、何といたっても職業訓練、能力開発ではないかというふうに考えております。資源の少ない私たち日本にとって、機械化だったりコンピューター化が幾ら進んだとしても、結局、最後はすべて人間の力で担うということが大きいからであります。

そこで、国家の繁栄のための雇用対策として、職業訓練の充実強化策の現状について厚生労働当局から見解をお伺いしたいと思います。

○草野政府参考人 お答えいたします。

厳しい雇用失業情勢が続く中で、離職者の方々に対し、再就職の実現に必要な職業訓練を確保することは重要な課題でございます。

このため、平成二十年度第一次及び第二次補正予算におきまして、雇用失業情勢が厳しい地域における訓練を五千二百人拡充いたしまして、現在、順次実施しているところでございます。

さらに、平成二十一年度予算案におきましては、二十年度当初予算の十五万人を四万人上回る、十九万人を超える訓練枠を確保し、離職者訓練を質、量ともに大幅に拡充することとしております。内容的には、介護でありますとかIT、こういった今後の雇用の受け皿として期待される分野に重点を置きまして、介護福祉士の養成のための二年分の訓練を含めまして、長期間の訓練を一万七千五百人分用意したところでございます。

これらの訓練を今後確実に実施するとともに、今後とも、人材ニーズの高い職種、雇用の受け皿として期待できる分野などの把握に努め、効果的な訓練を実施してまいりたいというふうに考えております。

○赤池委員 今までのいわゆる三カ月の短期訓練から、やはりそれでは不十分だということで六カ月の長期化をしたり、さらに、二年間、介護福祉士の資格取得ができるということで、いわゆる専門学校に委託をするということで、新たなる教育訓練の充実強化ということで非常にすばらしい部分ではないかというふうに感じております。

改めて、ぜひ企業や専門学校などと連携して、これからの社会のニーズに合った、今は介護であったりIT分野のみということでもありますけれども、さらに長期委託訓練をふやしてほしいと思うんです。例えば農業とかの分野もそうだと思いますし、工業分野であれば航空という分野も、さまざまな形で広がってくると思いますし、観光であったり、また環境ということもあると思うんです。そういうさまざまな成長可能分野に、積極的な職業訓練、そしてコースの設定というものをさらなる形で御検討いただきたいなというふうに思っております。

その中で、介護の分野、IT分野で民間の教育訓練、いわゆる専門学校にお願いするときに、専門学校では当然、正規の授業料を払って入っていらっしゃる方と、職業訓練ということは国が払うわけでありますから、その方自身は無料、そういう方が同じ学校の中でともに学ぶという状況が四月以降出てくるということでもありますね。

そうなったときに、一体どういうことになるのかということで、個々の生徒さんたちが、あいつは無料だ云々なんていうことを言うとは思わないわけではありますが、ただやはり、実際やってみないとわからないこともたくさんあると思うんです。そういう面では、不断の見直しを踏まえながら、当然現場のニーズを踏まえて、どういう形でやっていくのか。学校の方針もあるでしょうし、そういった離職者の方々への意識というのものもあると思うんです。

そういう面でのオリエンテーションといいますか、導入に関してぜひ配慮をする中で、よりスムーズな長期委託訓練が可能になるよう御配慮をいただきたいというふうに思いますので、改めてその一点、御見解をお伺いしたいと思います。

○草野政府参考人 おっしゃるとおり、介護などの委託訓練を進めます場合、既存の、従来の学校を出てきた方、そういう方と混在するわけございまして、自分で授業料を払っている方もいる、そういうことですので、これは、離職者の方を集めて訓練する場合、その方々を集めて委託枠をつくりましてゆだねるという形で、恐らく実行上は別の形の組、クラスという形でやることになると思います。

ただ、おっしゃるようなこともございますし、また、離職者の方が二年間、長期にわたってしっかり能力開発をしていただく、そのためにやはりキャリアコンサルティング機能というのは極めて重要だと思っております。ジョブカード制度なども含めまして、このキャリアコンサルタントを通したきめ細かな相談と意欲の喚起というところに力を注いでまいりたいというふうに思っております。

○赤池委員 今御紹介いただいた、キャリアコンサルティングとしてのジョブカード制度というものが昨年四月から創設をされたわけでありまして。そういう面では、職業能力形成システムとして、ジョブカード、まだ一年にも満たないということではありますが、現状どこまで普及が進んでいるのか。そして、一年もたないわけではありますが、そういったところでどういう面に課題があるのか、改めて御見解をお伺いしたいと思います。

○草野政府参考人 おっしゃいますように、ジョブカード制度は、フリーターや子育て終了後の女性、母子家庭の母などの職業能力形成機会に恵まれなかった方を対象に、きめ細かなキャリアコンサルティングや実践的な職業訓練を提供することにより、円滑な正社員就職を支援する制度でございます。

本制度は昨年四月にスタートしたわけでございますが、本年二月末までの実績で、ジョブカード取得者は五万五千人、それから職業訓練受講者の方は、一月末までの統計しか現在ございませんが、三万一千人ということになっております。

厚生労働省としましても、雇用失業情勢がこういう厳しい状況でございますので、職業能力形成機会に恵まれなかった方が安心して訓練を受けられるよう、補正予算の中で、第一に、訓練期間中の生活費に係る貸し付け、返還免除の制度を創設しましたほか、訓練を実施する企業のインセンティブを高めるための助成措置の拡充などを行ったところでございます。

今後の課題としましては、活用促進を図っていく必要がある、特に有期実習制度などはそういう点が非常に重要だと思っております。制度の認知度を高めるということに取り組んでまいりたい。そのため、インターネットでありますとか新聞広告などによる広報を実施しておりますほか、事業主側に対しては商工会議所に設置しておりますジョブカードセンターを通じて、あるいは求職者側に対してはハローワークや都道府県を通じましての情報提供などによりまして制度の認知度を高め、訓練への誘導を図ってまいりたいというふうに考えております。

○赤池委員 私もジョブカードを見せてもらったわけなんですけど、イメージがどうしても、カードというからカードなのかなと思っていたらそうではなくて、シートでありまして、総括表二枚に職務経歴一枚、学習歴・訓練歴一枚、免許・取得資格一枚、キャリアシート一枚、評価シート三枚という構成の中で、いわゆるファイル全体としてジョブカードと総称しているということでありまして、内容的に見ましたけれども、大変よくできているのではないかとこのように思っております。

ぜひ普及のために、これは名前からもうちょっと、わからない名前ではないんですが、短くていいという反面、やはり日本語でそのものずばりをしっかりつけていくということも大事だと思っております。

今後、目標として五年間で百万人ということもお伺いをいたしましたけれども、今、十八歳人口は毎年毎年減って、百二十万になっています。そういう面では、せっかくこれだけいいものをつくられて、コンサルティングから訓練からそして就職という一連の動きがあるわけでありますから、ぜひ十八歳人口すべてにこれを知ってもらおうという面で、文部科学省と連携をしていただいて、これは義務づけるという言葉がいいのかどうかわかりませんが、職業教育、キャリア教育というのが高等学校の中でもなされているわけでありますから、ぜひ連携をして、すべての若者がこういったジョブカードを知るといった形での活用方法を引き続き御検討いただきたいというふうに思っております。

続いて、第二問として、厚生労働大臣の所信表明で二番目に取り上げられていたのが社会保障という側面であります。

喫緊の課題であります、年金であったり医療であったり介護であったり障害者施策というのは、順次所信が表明されております。そういう面では、それを聞きながら、確かに今すぐ大事なわけでありますけれども、もう一面、長い目で、またすべての基盤になる健康増進という側面の部分が、残念ながら触れられていなかったなということを感じております。国家の継続というのは、何よりも健康確保というものが一番の基盤になった上で、それぞれの社会保障の施策につながってくるというふうに思っております。

政府においては、平成十九年に新健康フロンティア戦略というものを策定して、十二分野において健康寿命を延ばしていこう、生涯現役で健康国家の創造を実現しようということをやっているわけでありまして、それが現在、政権の交代ということもあるわけでありますが、残念ながら、そういった文言が聞かれなくなってしまうということもございます。

現在の健康増進策というものが一体どのような形で政策の中で位置づけられているのか、当局の見解をお伺いしたいと思っております。

〔西川（京）委員長代理退席、委員長着席〕

○谷口政府参考人 お答えを申し上げます。

ただいま御指摘の、平成十九年に策定をされました新健康フロンティア戦略というものにつきましては、国民の健康寿命を延ばすために、予防を重視した健康づくりを進めますとともに、すべての方々が持つておられる能力をフルに活用して充実した人生を送ることができるような、そういう健康国家の創設に向けた挑戦を取りまとめたものでございます。

現時点におきましても、新健康フロンティア戦略を策定いたしました基本的な考え方のもとで、子供、女性、メタボリックシンドローム、がん、心、介護等の幅広い分野におきまして、厚生労働省といたしましても着実な健康増進のための施策に努めているところでございます。

以上でございます。

○赤池委員 ありがとうございます。

ぜひ、素晴らしいものは引き続きやっていただきたいと思いますし、法制化されていないということもあるにしても、ぜひ、そういった総合的な予防という視点から進めていただきたいというふうに思います。

現在、健康診断というのは、六十五歳以上になると介護保険法に基づく生活機能評価であったり、四十歳から七十四歳は、これも高齢者医療確保法に基づく特定健診、いわゆるメタボ健診が義務づけられていたり、七十五歳以上は、努力義務ですけれども同じような形。また健康増進法に基づいて、がん検診であったり、歯周疾患検診であったり、骨粗鬆症であったり、肝炎ウイルスと、さまざまなものがそれぞれの目的ごとに設定されていたり、また労働安全衛生法に基づいて一般の健康診断、さらに学校は学校で子供たちが行われているということで、これはすべて法律が、それぞれ根拠法があって、それぞれの部署が縦割りの中でやっている。

そのそれぞれは大変大事なことなんですが、それをトータル、総合的に、国として健康をどう進めていくか、健康診断をどう充実していくかというような部分が残念ながら足りないのかなということを感じておりまして、ぜひ、新健康フロンティアという素晴らしい考え方に基づいた何らかの法制化であったり、縦割り行政を打破した相互乗り入れの中で、予防重視で一人でも早期発見するような形を進めていただきたいなというふうに思っております。

第三番目として、次の質問に移らせていただきたいのは少子化対策の問題であります。

国家の機能、国家の継続のためには、次世代の担い手であります子供を産み育てる環境整備というのは絶対不可欠なわけでありまして。よく言われる三つ子の魂百までもという言葉は、これは単なる昔からの言い伝えではなくて、現在では、まさに科学的な知見として幅広く受け入れられるようになってきています。

そこで、親御さんたちが、乳幼児期において家庭の場で子供たちを直接育てる環境整備策というものはどのようなものがあるのか、当局の御見解をお伺いしたいと思います。

○村木（厚）政府参考人 お答え申し上げます。

三歳未満のお子さんを育てる環境は、御指摘のように非常に大切でございます。お子さんをお預けになる保育所はもとよりでございますが、御家庭で子育てをされる場合の、特にお母さん方ですが、この負担は大変大きいものというふうに認識をしております。

最近では、特に核家族化、地域とのつながりが薄いこと、それから男性がかなり長時間労働をしていることで、父親がなかなか育児に参加できないというようなこともございまして、育児不安が大変大きい、とりわけ専業主婦の方の育児不安が大きいというようなデータも出ているところでございます。

こうした状況に対応をいたしまして、まず一つは、地域において、子育て中の親子の方が一緒に集まれるような場所、あるいは子育てに関して気軽に相談できるような場所、これは地域子育て支援拠点事業と呼んでおりますが、こういった拠点づ

くりの事業を今推進しているところでございます。

それから、特に専業主婦の方であれば、ほんの少しの間でもいいからお子さんを預かってもらいたいという一時預かりのニーズが大変強うございます。これにつきましても、一時預かり事業という形で事業を展開してございます。この一時預かり事業につきましては、来年度の予算案におきまして、実施主体をNPO等の多様な運営主体に広げるというような充実を図りたいと考えているところでございます。

地域子育て支援拠点事業の方でございしますが、大変評価は高いところでございますが、自治体によりまして取り組みにかなり格差があるというのが現状でございます。将来的には、すべての子育て家庭が御自宅から歩いて何とか通える場所、具体的には中学校区に一カ所はこういう拠点を設けたいということで、今、それを目標に各種の施策を進めております。

自治体に取り組んでいただくために、市町村向けのガイドブックをつくって配付したところでございまして、これに加えまして、さらに二十一年度予算案におきまして、設置箇所数の増、それから先ほど申し上げた一時預かりの事業などもこの拠点でやっていただくとか、関係機関とネットワークをとっていただく、こういう機能強化をしていただきますと補助単価が上がるというような仕組みも盛り込んだところでございまして、こうした施策を使って、地域で子育て家庭の支援がしっかりできるように施策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○赤池委員 三歳までは約八割が家庭で育てるというデータもあるということでありまますから、それを支援するというのは、直接的には児童手当のように経済的支援、そして今御紹介をいただきましたような、間接的でソフトな支援ということでの地域子育て支援拠点事業ということではないのかなというふうに思っています。

現行ですと約五千弱ですか、これを来年度は七千という形を掲げているわけですが、目標が中学校区に一つとなると約一万カ所ということでありまして、現行から考えれば倍増させなきゃいけないということでもあります。これは予算面、さらにその、だれでもいいというわけにはいかないわけでありまますから、担い手の方々の部分ということでありまして、既にNPOの方々を初め、保育所であったり児童館であったり、できるところはそれなりに進んでいると思うんですが、これは先ほど御指摘のように、いわゆる地域間格差も相当大きいことだというふうに思っております。これは各地域地域の意識の問題であったり、どうしても高齢化の視点が多くて、少子化になかなか意識が向かなかつたりということもあるのかもしれないし、財政難ということもあると思うんですね。

そういう面では、子育て支援というものが、地域、地方自治体が主体であって国はそのバックアップという発想からやはり抜け出さないと、教育と同様に、子育てというものの自体が国家の第一義的な責任であるという中で位置づけて、補助率を三分の一でいいのか、これはもっと上げていく必要もあるというふうに思っておりますので、でき得る限り、すべての親子が歩いて通える距離にこういった地域子育て支援拠点をつくるよう、引き続き担当部署にお願いしたいと思ひますし、我々もしっかり応援をしていきたいというふうに思っております。

それで、乳幼児期の支援と同時に、その前提となるのが結婚という問題であります。いわゆる結婚支援という問題は、私も以前国会で質問したことがあるんですが、

各地方自治体は、いわゆる過疎の村、町を中心として結婚相談員の方々を置いたり、紹介サービスをしたりということがあるわけなんです、これは残念ながら、全く国はタッチしていないということでもあります。

これはよくよく聞いてみると、戦前、戦中のいわゆる産めやふやせよという問題から、軍国主義政策であるということ、これが過度の反省から、全くそういうものに国が触れるべきではないということでもあります。国際的に見ると、敗戦国であるイタリア、ドイツ、日本がなかなか少子化対策に踏み出せなかったということも、いまだにこういった戦争への過度な反省が出ているのかなということも感じております。

そういう面では、子育て支援と違って、直接的に国が結婚支援に乗り出すということはいろいろ問題があるとは存じますが、今行われている地方自治体に対して、国が地方自治体をバックアップするということはできると思うんですね。

そういう面では、これはなかなか議論が分かれるということは聞いてはいるんですが、ぜひそういったことも含めてやっていく。つまり、結婚したくない方々を無理やりするわけではないんですが、当然、我々地元を歩いているとそういった御相談もいただくわけでありまして、そういった機会のない、機会があればぜひ結婚したい方をマッチングする地方自治体の取り組みに関して、積極的に国が、直接的ではなくて、地方自治体を応援するという仕組みをぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

最後に、国家の基本中の基本の責務である援護行政についてお伺いをしたいと思います。

国家のために戦い、お亡くなりになった戦没者の遺骨収集、それからその慰霊顕彰、そして家族の方々への援護というのは国家の責務であります。そういう面では、戦後一貫して続いてきた戦没者の遺骨収集事業は現在どうなっているのか、そして今後の見通しについてお伺いをしたいと思います。

特に、これは外国の問題ということと絡むので、当然外交上の問題というのがあるのですが、その一方で、日本国内で引き続き硫黄島というところにおいては、現在、国内でありながら、いまだに大勢の方がそのまま遺骨として残されているという現実もございます。現在、航空自衛隊の滑走路整備に伴って、その滑走路の下をぜひ遺族の方々には遺骨収集させてほしいというお願いも出ているわけでもあります。

そのことも含めまして、遺骨収集の見通しについてお伺いをしたいと思います。お帰りになっていない百十五万という大勢の方々、最後の一人まで、国家の責務として遺骨を収集するんだという決意を含めて、御見解をお伺いしたいと思います。

○大村副大臣 この遺骨収集を含めました援護行政が、国家のまさに責務であり基本であるということは、委員御指摘のとおりだというふうに認識をいたしております。

そういうことで、御質問いただきました現在の戦没者の遺骨収集の状況でございますが、これにつきましては、これまで、海外戦没者約二百四十万人のうち約二十五万柱が本邦に送還をされたところでございます。戦後六十年以上が経過をし、

関係者の高齢化などの理由によりまして、残された遺骨情報も減少するなど、特に南方地域での遺骨収集がなかなか難しくなっているという状況でございます。

このため、未送還遺骨の情報収集を強化するとともに、民間団体の協力をいただきまして遺骨収集の推進に努めておりまして、今年度におきましても、硫黄島におきまして収集された遺骨も含めまして、これまで一千四百三十一柱の遺骨を送還させていただいたというところでございます。

平成二十一年度におきましては、これまでの情報収集事業を拡充いたしますとともに、民間団体と協力して機動的な遺骨収集ができるよう、現地の調査体制を強化するなどの見直しを行い、遺骨収集のさらなる推進を図ることといたしております。予算も拡充をさせていただき、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

そして、委員から御指摘がありました硫黄島についてでございますが、これは、赤池委員も硫黄島問題懇話会という自民党の中の懇話会で、硫黄島の遺骨収集、そして慰霊巡拝等々の活動を御支援いただいているわけでございます。

私も、先週火曜日、三月三日に硫黄島の慰霊巡拝団として現地に行きまいりました。百名余りの方と一緒に参りまして、慰霊巡拝の追悼の式典も行ってきました。その際、改めて現地を拝見いたしまして、委員御指摘のように、硫黄島で亡くなられた日本人戦没者二万一千九百名、そのうち遺骨の送還の数は八千六百六十四ということで、まだ六割が残されております。

これは戦後の歴史的な経過の中で、その上に米軍が滑走路をつくった、そして今、その南の方に自衛隊が滑走路をつくっているということもございまして。したがって、まだまだ埋まっているごうだとか、そういったところがございまして。したがって、本格的な遺骨収集がこれまで実施できなかった滑走路の下の遺骨収集につきましては、現在、防衛省がその滑走路を北の方に移転する計画を進めておりますので、これに合わせるといいますか、先駆けて、現滑走路の北側のかつて米軍が使っていた、まだアスファルトが残っておりますが、そこのごうがないかどうかを、二十一年度、空洞調査ということをやりにいたしております。まずそちらをやり、そのこととあわせて、実際に滑走路が移転するということになりました暁には今のところもやっていく、こういうことで、これも防衛省としっかりと協議をして取り組み、進めていきたいというふうに思っております。

なお、私、先週参りましたときに、ことし硫黄島で収集された遺骨が二十六柱でございましたが、実際にことし収集したところ、現地も行ってまいりました。まさにジャングルのところを切り開いて、ことしは海岸の方のところだったんですが、砂に埋もれた、土に埋もれたごうとかトーチカを一つ一つ掘り起こして遺骨を収集した。そのごう、トーチカの中にも私は入りましたが、土に六十年間埋まっておりますので、何か、まだついこの間のような感じでございました。そういう意味で、改めてそういった状況を拝見いたしまして、これはしっかりとこれからも取り組んでいかなきゃいけないということを改めて思った次第でございまして。

また引き続き御指導賜りますようお願い申し上げます。

○赤池委員 ぜひ、大村副大臣、行っていただきましたので、引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

お帰りになっていらっしゃる遺骨の中で、相手国の事情によって収集困難なお遺骨が二十六万人いらっしゃるわけですね。これは、いわゆる国交のない北朝鮮、それから一番多い二十万人が中国ということでもあります。

中国政府は、さきの大戦における国内感情にかんがみて、遺骨収集の実施は困難という見解を示しておりまして、昭和五十五年から慰霊巡拝が実施されているだけということでもあります。これはもう二十年以上、そのまま放置という形になってしまっておりまして、日中友好というかけ声の反面、それがそのまま置き去りになっているという事態もございます。これは、厚生労働省として、外務省などと協議をしているということなんですけれども、これはやはり行政に任せるだけではなくて、まさに政治主導で、こういった問題も含めて、改めてあらゆるチャンネルで提起をしていく必要があるのではないかというふうに感じております。

私たちが亡くなっても、この国、日本というものは残るわけでありまして。先人たちから受け継がれましたこのかけがえのない日本を、これから生まれてくる、少子化対策を含めて先ほど御質問させていただきましたが、子供たちに残していくという面で、引き続き厚生労働行政の充実強化をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。